



いいたて 議会だより

平成26年3月定例会
No.
62
2014.5.5

発行：福島県飯舘村議会
編集：議会広報編集特別委員会



草野・飯樋幼稚園入園式 新入園児のみなさん

予算特別委員会	2～3
議案審議	4
一般質問	5～11
審議結果	12
常任委員会活動報告	13
編集後記	14

平成26年度

予算審査特別委員会

過去最大の予算

どう反映させるのか

重点事業

二六年度復興に向けた重点事業基本方針

- 一、命を守るため、避難生活中でも健康で元気に過ごすための環境整備。
 - 二、子供の未来をつくる。
 - 三、人と人がつながる。
 - 四、原子力災害をのりこえる。
- 除染を確実に進め、村の生活環境を整

備する。

五、まいでいブランドを再生する。

産業の回復と新たな産業の構築。

遅れている除染、今年度に完了するのかが

質問 残り14行政区の本格除染が始まるに

当たり除染推進課が村に戻る機構改革がなされたが、実施の基本的な考え方を確認し、本年度の予算がしつかり反映するのか、村と国の責任所在と、計画を伺う。

答弁 基本的な考え

方は26年度中に、居住空間を長泥以外の他の行政区、全て実施するとしているが、国がどれだけ剥ぎ取ってくれ

るか、約束をしているところで私達としては守らせる為に最大の努力をしないと云うことではないかと思っております。

第4版の復興計画に生かす施策は

質問 村民の声を当初予算でどう反映させるのか、提案理由で

言っている、戻る人、戻らない人の支援措置は何か具体的に出してもいいのではないかと、伺う。

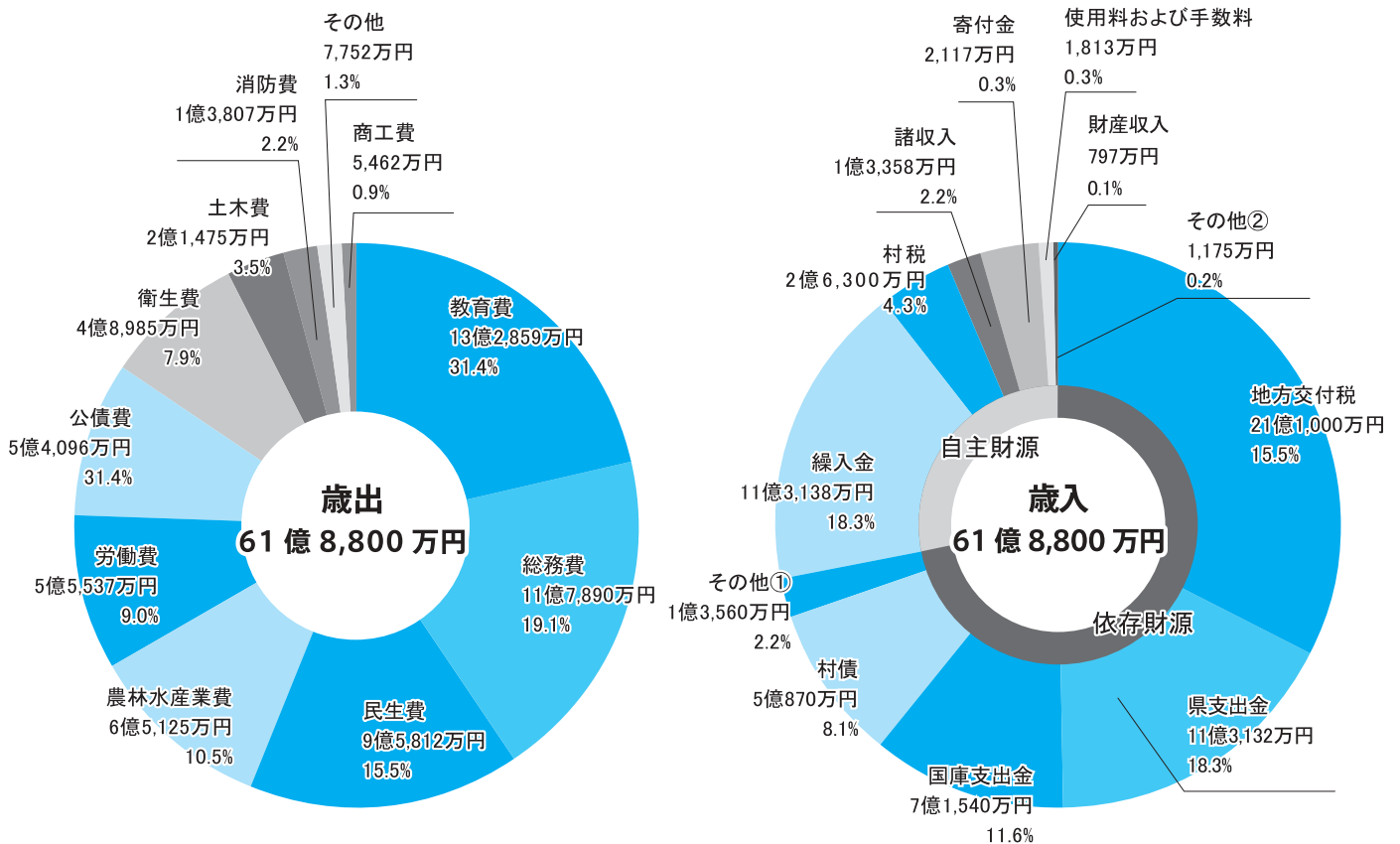
答弁 村民一人一人

にそれぞれ出された課題を項目別に整理させていただいたところで、すぐさま今年度の予算に上げるのではなく、これから国県に要望していく内容と対策を検討しながら事業化していく、今までの事も踏まえ予算措置を考えておりますのでご理解を願います。



▲佐須の仮置場

今年度こそ先が見通せるか



質問 山林除染については全く触れられていない。あるいはやらないというような声も

山林除染はどうなるのか

質問 今後復興計画が5版、6版となっていく場合において、今までもアドバイザーとか村外の方の意見が多く反映されていて村民の声は入っていないが、第4版では特に帰村する人、しない人の意見を強く取り入れたとしているが、今後の取り組みは。

答弁 第5版については多くの村民に関わっていただいで、復興を進める為にはご指摘を踏まえながら専門プロジェクトを動かし、その兼ね合いも見ながら進めて参りたいと考えておりますのでご理解を頂きたい。

質問 山林除染については全く触れられていない。あるいはやらないというような声も

答弁 今このところ国として責任をもってほしい、というお願いをする形はありませんが、森林の再生基金という形で長期にわたって出していただきたいという要望活動を継続していきます。

議案審議

ザ・議論

3月定例議会では
補正予算などの議案審議を通して、
次のような議論が交わされました。

補正予算

災害弔慰金の認定について

質問 認定者が少ないのは何故か。

答弁 計画的避難にならなかったことで、例えば体育館などへの避難がなかったり、ホームの入所者は避難しなかったこともあり、避難の仕方の違いが理由のひとつである。

質問 この間の死者数は他の自治体よりかなり低いのか。

答弁 災害から今年の一月までに亡くなった方は、二百五十八名である。他市町村と比較してはいない。

質問 介護認定度や通院数、病気の発症を見てわかるように、避難しないで暮らしていたら死ぬこともなかった人達が亡くなっている。

る。基準や規則があるのか。

答弁 災害弔慰金制度は、地震や津波、台風などの災害が起きたときに一週間や十日ぐらいで亡くなる方に対して弔慰金を支給する制度である。村もいち早くこの制度を活用するため、審査をする委員五名を任命し、それぞれの立場で検討され今までに40名以上の方が決定した。少なくとも

も他市町村等を見ると、かなり緩い形でやっていると感じている。全体的にみれば避難によって、どれだけ関連しているのか、直接的に関連しているのか審査していたらいい。

質問 審査基準や審査員の考えが他の市町村より厳しいのではないか。

答弁 審査員に全権を委ねたわけであり、その中で判断してもら

年度別死者数・審査件数及び認定件数調べ

	死者数	審査件数	認定件数
23年度	113人	59件	30件
24年度	74人	32件	12件
25年度	71人	6件	0件
合計	258人	97件	42件

※25年度は、4月から1月末までの数値である。

うのが本来の在り方ではないかと思う。

定例会

教育委員の定数5人について

質問 教育委員の定数に関しては、過去に削減した時があり、今回なぜ戻すのか。

答弁 教育を語る会など多くの人たちの意見を取り入れながらやっていくということで、定数5名を3名にしたいきさつがある。今回保護者を1名入れるよう通達があり、今回3名から5名に定数を増やす条例を提出した。

質問 3人ではだめだったのかどうか。また保護者1名という説明であったので、4人でいいのではないかと。だめであったわけではない。

に意見を入れながら進めさせていただいた。5名以内であれば4名でもいいわけであり、これから考えていく。

質問 当面は4名で保護者を選出する考えでよいか。

答弁 内部、教育委員会と一緒に検討するが4名というのもあり得るし、5名というのもあり得る。

質問 文科省から保護者を入れることになれば、保護者2名という答弁がたまたまではないか。

答弁 できるだけ子供達と現実にかかわっている方たちに、入っていたかどうかというのがあるので、4名と限定しないで5名の中でそれぞれ教育委員会の人たちと協議をしたい。保護者の方、かわる方2名というのも十分あり得る。

村政

ここがポイント!

一般質問 Q&A



佐藤 八郎 議員

問 国の除染に村の主体性の確立は

答 国任せの除染事業にはしない

質問 人として自立した生活を求める

答弁 一人一人の復興のため努力します。

質問 放射性物質によって被害者となった村民の健康状況と、今後において健康な身体を守り続ける施策について伺う。

答弁 避難によって要介護者が1.5倍など検診の結果、指導が必要な方へ、家庭訪問、生活習慣の改善のため

支援し、施策が公平となり、今後も医療費・健診。税免除の措置が継続するよう国、県に求めます。

質問 100%被害者である村民のために、村民が受けた損害を賠償させるのは当然である。村長は村民の代表として、村民が納得できる賠償を求め、同じ村民に差がなくなるようにすべきである。同じ国民となるよう奪わ

れた基本的な権利が認められる生活とすべきである。地区、申請時期、申請の仕方等によって賠償に差が出ないように、村として村民支援をきちんとすべきである。

答弁 村民への情報提供、弁護士への相談支援、差がなくなるよう努力し今後も村民に寄り添って進めます。

質問 国は放射性物質を村全体に散乱させた東京電力と加害者として手を組んで、年間20マイクロシーベルト以上では生活するのに危険とし多くの被害者を避難させたが、除染に確立した技術もなく、工程を示しては実行できないで現在に至っています。村全体の80%以上を除染しないので、安心・安全に生活できないのです。空間、土壌など全ての計測結果を透明化し、年間1ミ

リシーベルト以内でできる工程を示し、加害者に従うのではなく村独自の調査・施策を進めるべきである。

答弁 須萱の1軒の除染結果の平均で、地上1センチメートルが61.9%、地上1メートルで57.8%の低減率。草野大師堂の26軒の平均で、地上1メートルが56.1%、次年での3軒の平均で0.67マイクロシーベルト(77.9%)。向押、小宮、長泥農地モデル除染では73.8%の低減となっています。この4月から村独自調査をし村民に周知できるように準備しています。

質問 村民一人一人の復興をかけた、この度答申のあった、復興計画「第4版」まで、他の自治体より数多く実行した集会、説明会、懇談会など録音・記録してきたが、多くの村

民の声をどのようにまとめ、この計画にどうかされたのか。浪江町では町民公募で103人の町民参画して計画をつくっているが、本村は「推進委員会」の委員23人中、村民6人、「プロジェクト委員会」の委員9人中、1人です。もっと村民が参画して「村民が主人公」「民主的实践」「人として生きる」ことなどを重視した取組みとすべきである。

答弁 村では第1版から第4版へと、復興計画を随時見直し、住民の意見反映が不足との指摘を受け、行政区のワークショップの中で意向を広く聞き意見を集約し村復興につなげていきます。



高野 孝一 議員

問 二月第三週末における除雪態勢は

答 二月十五日災害対策本部を設置

質問 初動態勢及び災害対策本部の設置について伺う。

答弁 初動態勢として担当者が天気予報、村内のライブカメラなどで除雪情報収集や道路パトロールによる積雪量の確認、県道の除雪業者の情報を収集した上で除雪委託業者に除雪命令を指示した。災害対策本部は大雪が予測され、2月15日午前10時に村長の発令

により飯野出張所に設置した。

質問 全村避難後における除雪作業の実施要領について伺う。

答弁 避難後も原則として除雪出動基準を15センチメートル以上と定め、一級村道及び国、県道を結ぶ路線を一次路線域内の生活道路として必要と認められた路線を二次路線とし、除雪を行なっている。

質問 業者との委託

契約数と重機の確保について伺う。

答弁 7業者と委託契約を結び、合計20台の除雪車で作業を行う体制を整え、除雪を実施している。

質問 二月第三週末の除雪の実施状況について伺う。

答弁 役場でメートルの積雪量を確認しているが、吹雪を伴った降雪であったため、場所によっては人の背丈を超える積雪になり、昭和55年以來の大雪となった。

16日からは、稼働できる重機をグループ化し、介護等で居住をしていた方などの救急体制の確保や国県、村道を問わず村内主要道路を優先し除雪した。

除雪に使用した重機台数は、委託業者で27台、応援業者で43台の計70台を使用した。

質問 優先的に除雪

を進めなければならぬ路線がある中で、在宅していた世帯をどのように把握し除雪を行ったのか。

答弁 避難者という部分で健康福祉課、本人又は家族からの情報により人数を把握した。

被害状況と対策は

質問 今回の大雪による被害について、そ

今回の除雪で対応した件数であるが、世帯では34世帯、人数では49人である。



▲倒壊した鉄骨造ハウス

の状況をいつまでに取りまとめ、復旧対策にどのように取り組むのか。

答弁 村内の住宅や農業用施設等の被害状況については、一部、除雪業務に従事した職員が把握しているものもあるが、今後速やかに被害状況の調査に着手し具体的な支援策、復旧策を検討する。

質問 全村避難のために被害が拡大したと考えられるが、東京電力にその損害賠償を請求し、住民の負担軽減を図るべきである。

答弁 復旧対策に導入できる補助事業なども国、県に強く要望するとともに、東電に対しても、これまでの償却資産の賠償とは別に賠償できないか協議を行う予定である。

問 国主導の避難指示解除
なのかなのか

答 主体は村であり適切に対応する

質問

全村帰還日設定と避難指示解除について、田村市都路東部の避難指示解除が国主導で行われ、住民の総意醸成が生かされずに解除決定された。このような古典的手法の「分割統治」を思わせる国主導の解除決定に対し、村長の所見を伺う。

答弁

田村市都路東部の避難指示解除については平成25年11月か

らの解除をめざし、国と田村市の間で調整していたが、平成26年4月1日から解除とする決定がされたと聞いている。この決定に際しては、国と田村市が協議し決定していると考

えるが、避難指示区域は田村市の一部であり、対象となった住民からは疎外感があるものと考えている。

本村の場合全村が避難地域であるとともに、

三つに区分けされており、より複雑であるので、解除にあたっては主体は村という考え方から除染の進捗具合やインフラ整備などを考慮したうえで議会をはじめ村民各位とも十分に協議させていただき適切に対応していきたい。

質問

避難指示解除の前提となる徹底した除染について平成26年度内住環境除染の工程表を伺う。

答弁

村は、今年4月から除染を実施する14行政区の村民に対し、これまでの住環境除染を平成26年度内に完了すると説明をしてきており、工程表の作成については、国と除染業者だけに任せず村も工程表作成には積極的に関与して、平成26年内完了を目指すよう取り組んでいる。

なお、具体的な工程

表については、環境省と打合せのうえ、議会とも協議していきたい。



▲急ピッチで進む除染作業

佐藤 長平 議員



菅野 新一 議員

問 除染について

答 住宅などの完全除染の徹底

質問 住宅、農地、山林（里山）、農業用水、ため池等、山菜、キノコなど、山の恵みの採取、自給自足ができる環境を取戻すまで完全除染の徹底を望むが村としての所見を伺う。

菅野 村としては、住宅、農地などの除染については、国に対し村の空間線量目標値である年間5ミリシーベルト、いわゆる時間当たり1マイクロシーベ

ますので、除染方法の技術提案が出され、環境省の環境回復検討会で協議され、早期に除染が始まることを期待しております。また、ため池についても明確化されていませんが、新年度に国・県の支援を受けて実証事業に取り組みたいと考えています。次に、山菜やキノコ等の山の恵みが採取できる環境についてですが、国が示している森林除染は宅地農地周辺の林縁部から20メートル程度が除染範囲となつていきますので、原発事故前のように山の恵みを自給自足するには難しいと考えています。村としては、里山周辺の除染をしっかりと実施するように国に強く要望しています。

除染不可能工作物の解体費用は

質問 除染不可能工

作物（倒壊しそうな建物）の解体費用は国費で負担するということがあったが、その後の進捗状況と解体した汚染廃棄物の処分方法について伺う。

菅野 解体費用については、国の除染費用で対応し、復旧費用は賠償費用の限度額で対応すると確約を受けております。しかし、その手続きや解体判断基準はまだ示されていません。村としては、国に対し再三回答を求めているが、進展しない状況なので早期に回答を求めてまいります。次に解体した汚染廃棄物の処分方法ですが、今のところ宅地内での保管をお願いしておりませんが、焼却可能な廃棄物については、来年度蔵平地区に設置される仮設焼却炉にて焼却処分ができるか国と検討していきたい。また、

帰村に向けての対策について

質問 上水道のない

地区の安心安全な飲料水の確保は帰村するために必要不可欠である。深井戸等の支援を国や東京電力と協議することだったが、その後の進捗状況について伺う。

菅野 安全な飲料水



▲行き場のない解体除染物

不燃物についても敷地内残置物として佐須地区の仮置き場への搬出が可能か国と検討していきます。

を確保することは、帰村に向けて重要であり必要不可欠であると認識しております。今まで国や東京電力と深井戸掘削については進展していません。その理由は、帰村の遅れる帰還困難区域及び居住制限区域の内、前田・八和木、比叡、蔵平行政区については対象外に考えているようで、帰村時期の早い遅いに関わらず全区域を対象にすべきと要請している村との溝が埋まっていないためです。



松下 義喜 議員

問 帰村と特例宿泊について 答 住環境の除染が終了することが 最低の条件

質問 帰村目標と設定について

答弁 大地震から3年を経過し、慣れない土地での避難から体調を崩され一日も早い避難解除を望む声もあり、帰村時期は、除染の進捗を確認しつつ村民各位の意見を広く聞き相談のうえ、平成28年3月を避難指示解除の目標とし、平成26年の秋ぐらいには具体的時期を示せればと考える。

質問 避難解除時期はどういう状況となった時と考えているか。

答弁 農地除染の完了まで待つと、一刻も早い帰村を望む方々の声に答えられなくなるので、住環境の除染が終了することが最低の条件になると考えている。

質問 早く戻りたい人のための特例宿泊はどう考えているか。

答弁 年末年始やお

盆の際に設けられた特例宿泊に加え、復興に向けた住居の修繕や事業の準備などで「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」として設けられる、住環境の除染が終了した地区からこのような制度が利用できるのか国と協議する。

質問 インフラ整備はどう考えているか。

答弁 村が帰村宣言をしたとしても、実際に帰村するかどうかは個々の判断に委ねる。道路や集会所、診療所、村営住宅など公共インフラの整備に加え、商店や休業している事業所の再開について、帰村に間に合うよう進めていく。

質問 最終的な損害賠償をどう考えているか。

答弁 他市町村では解除時期をあらかじめ長期に設定し、賠償を

進めているが、早期帰村を進める村が不利益を被ることのないよう、国と協議する。



▲建設進む子育て拠点 飯野町





北原 経 議員

問 会社も社員も多すぎる課題に村の対応を強く求める

答 できることは十分検討します

現在、村内で事業を継続、または再開している事業所の状況と課題について

質問 従業員の確保に苦慮している事業所と、通勤の時間が長いため、子育てと仕事に負担が多い従業員対策について

答弁 村内で36事業所が継続・再開をしています。人手不足や退

職者が多い理由に通勤距離が大きなウエイトを占めています。村として通勤手当的なものを支援するのは難しいが存続している企業に、支援として固定資産の基礎を用いて支援することとします。精神的ストレス問題は深刻だと思っております。村とすることができることは十分検討していきます。

質問 長時間の通勤負担軽減を図るため

「アパートか寮」を造り働きやすい職場作り
に村の支援が必要と思
うかどうか。

答弁 今後いろいろなパターン住宅が必要になってきます。村住宅や空き家をどうするか、これからの復興の中で考えていきます。

質問 大雪により農業施設等が被害を受けたが、本格除染と絡んで今後の対応を伺う。

答弁 倒壊物の撤去が必要と考えております。4月から除染が始まり倒れたままでの除染は考えられないため環境省等に除染で撤去をどうするかお願いしておりますし、補助関係部分の話も早急に対応を決めなければいけないと感じています。

質問 最近の村民また、各自治体等で普通救命講習（心肺蘇生・AED）受講者の状況と取り組みについて伺

う。

答弁 実施については、見守り隊300人、中学生33人、松川第一仮設20人が受講しています。今後も広域消防と連携しながら取り組んでいきます。

質問 小中学生に、特別授業か保健体育等で普通救命講習を取り入れ、皆が命を救えることを学ばせるべきと思うかどうか。

答弁 中学生を対象に実施しています。

質問 小学生にも実践的なものでなくとも講習マニュアルを、例えば動画やアニメ等にして学習させるべきと思う。

答弁 発達段階に応じてプログラムを検討する必要がありますと感じました。命を救うこと、学びも含めて、地域と家庭と学校が連携して取り組むテーマとし、上げておりますしそ

したことを踏まえて進めていきたい。



▲大雪で被害を受けた農業施設



渡邊 計 議員

問 避難解除見込み時期及び条件等

答 住環境除染終了後に協議

質問 環境省から通達されている除染完了予定時期は。

答弁 住環境及び農地の同時除染は大幅に変わり、住環境の除染完了後、農地すべての除染を完了する計画で、平成29年度3月の予定です。従って、農地除染の完了を待つと、一刻も早い帰村を望む方々の声に応えられなくなるので住環境除染終了後に、避難解除時期

について協議することになると考えています。

質問 解除に対してクリアしなければならぬ条件、例えば、帰れない人のための復興住宅、営農再建、リフォーム、ライフライン等これらをクリアするのにどれくらいかかるのか、国に投げかける必要があると思うが。

答弁 すべて投げかけています。返ってきている返事もあるが、意に沿わないほうが多い気がします。国が条件を整えるまで待つという話でいいとは思っていません。

質問 年間5ミリシーベルトで帰そうとしているが、現在の避難地（低線量域）から高線量域に戻すことは矛盾しているのでは。

答弁 実質的にはそうかもしれないが、故郷に戻るといっても多量域に帰すことは矛盾しているのでは。

質問 仮設住宅（みなし仮設）に、いつまで入居していられるのかと不安の声がきかれるが。

答弁 国通達により、平成27年3月までは期間が延長されましたが、その先は未定です。村としては、解除後2、3年の猶予を設けるべきと訴えてきました。主張を強く要請していくことと、不安解消できるよう協議を進めて

農業再建について

質問 除染により剥ぎ取られた分、覆土された土の地力の回復には何年ぐらいかかるか。

答弁 長い年月をかけて培って、地域の基

復興住宅及び仮設住宅について

質問 復興住宅及び仮設住宅（みなし仮設）に、いつまで入居していられるのかと不安の声がきかれるが。

答弁 国通達により、平成27年3月までは期間が延長されましたが、その先は未定です。村としては、解除後2、3年の猶予を設けるべきと訴えてきました。主張を強く要請していくことと、不安解消できるよう協議を進めて

参ります。

質問 現在の予定地以外、例えば、伊達市や相馬市に建設計画はあるのか。

答弁 住民ニーズの把握に努めながら計画的に建設する考えです。

村長に一言

若い女性がいなくてころには未来はない。なぜなら子供を産めるのは女性だから。（フェイスブックより引用）



▲剥ぎ取りによる除染

審議結果

3月議会では一般会計と特別会計の補正予算案6件と条例案4件、平成26年度予算案6件、人事案件2件、その他2件が審議されました。

すべて原案通り可決されました。

議題は下記のとおりです。

- 平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）
- 平成25年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 平成25年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 平成25年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 平成25年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 平成26年度飯舘村一般会計予算
- 平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
- 平成26年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 飯舘村課設置条例の一部を改正する条例
- 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 飯舘村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）
- 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 飯舘村教育長に対する問責決議（案）
- 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

下は表決の分かれた議案です。

○は賛成、×は反対を表しています。
議長の大谷友孝は表決に加わりません。

議員氏名	高野孝一	渡邊計	菅野新一	北原経	松下義喜	伊東利	佐藤八郎	佐藤長平	飯樋善二郎	大谷友孝	賛成	反対	審議結果
議案名													
平成26年度飯舘村一般会計予算	○	×	○	○	○	○	×	○	○	—	7	2	可決
飯舘村教育長に対する問責決議(案)	×	○	×	○	×	○	○	○	×	—	5	4	可決

常任委員会 活動

常任委員会の活動として、総務文教常任委員会が、帰村後の村民生活環境と早期復興に向けた公共施設等の整備に係る調査と現在の利用状況について調査、産業厚生常任委員会が村内における事業継続及び事業再開の現状と課題について調査を実施したので報告します。

活性化施設「いちばん館」利用状況

(総務文教常任委員会)
いちばん館は震災前は、社会福祉協議会が利用していたが、平成23年6月1日から施設の一部を見守り隊が利用している。今年度から深夜勤務が廃止され、夜間セキュリティ対策

多目的集会所の利用状況

(総務文教常任委員会)
全国の警察署より派遣され、日夜、村内の安全確保のため巡視を行っているウルトラ警察隊員の災害警備活動の休息・休憩の場として利用。

村内で再開事業所と継続事業所の現状と課題

(産業厚生常任委員会)
計画的避難後、村内で継続操業所は現在6事業所、また、再開事業所30事業所で合計36事業所が操業されている。4月から事業を再開した、そうま農業協同

組合飯館総合支店は、1日20人から30人の来店者があり村民に喜ばれているが、村の方向性が見えないため、今後の事業の計画が立てられないとのこと、早急な対応が必要。

菊池製作所など継続事業所が抱える課題も多く、通勤距離が大きなウエートを占め従業員

継続してガンバっている菊池製作所



▶いちばん館を拠点にする見守り隊



▶警察官が利用している多目的集会所



▶再開したJA相馬飯館総合支店と産業厚生常任委員会



議会の主な動き（1月～3月）

《1月》

（5日～19日）

- 14日 総務文教常任委員会
- 14日 産業厚生常任委員会
- 15日 広報編集特別委員会
- 15日 議会全員協議会
- 28日 総務文教常任委員会
- 31日 産業厚生常任委員会

《2月》

- 7日 議会全員協議会
- 13日 議会運営委員会
- 13日 全員協議会
- 13日 第1回臨時会
- 21日 議会運営委員会
- 21日 全員協議会
- 28日 議会運営委員会

《3月》

- 5日 議会全員協議会
- 5日 第2回定例会

議決結果

発議第2号

「飯館村教育長に
対する問責決議
（案）」

地方自治法第百二十二条及び飯館村議会会議規則第十四条の規定に基づき提出、提案するもの、飯館村議会の権限と機能を著しく軽視した行為があつたため、飯館村教育長に対し問責の決議をするものである。

賛成討論

先日の全員協議会で
の確認と本日
の全会での確認の中で、飯館村小学校の1校長3教頭の動きは昨年9月よりあつた。県人事とは言え、そのような状況があるとするならば、教育行政機関の教育委員会、教職員、保護者への周知と原発事

編集後記

全村避難となり四年目の春を迎え、長い避難生活で村民の皆様には何かと不自由な生活を送られていることと思います。今年度より本格除染も始まり村民が帰村し、安心・安全で暮らせる環境が急速に進むものと期待しております。それでも、

まだまだ長い避難生活は続きます。議会としては村民の皆さんが心配されている多くの問題に対して議論を重ね、より良い結果が出るよう全力を尽くしてまいります。村民の皆様、健康に十分留意しこの苦難を乗り越えていきましょう。



発行責任者

議長 大谷 友孝

編集

広報編集特別委員会

委員長	飯桶善二郎
副委員長	渡邊 計
委員	松下 義喜
〃	北原 新
〃	菅野 新一
〃	高野 孝一



▶議会だよりを編集中の委員